

臨床工学技士による医療設備の保守管理はどこまで必要か？
～ 医療電気設備・医療ガス設備の安全確保～

看護職員が医療設備の保守点検をどの程度行えるか

坂本 すが NTT 関東病院看護部長

例えば、人工呼吸器に関連して、ある病院では、

- すべての人工呼吸器をMEが管理しているわけではない。
- 人工呼吸器は、保守点検をどのようにしているのか不明である
- 人工呼吸器のケアマニュアル、管理マニュアル、点検項目がない。
- 人工呼吸器の取り扱いについて統一されているものはない。
- 人工呼吸器を使用しなれていない医師が設定し、なれていない看護師が管理しているという状況にあるという。

人工呼吸器の管理は患者の治療上もっとも一般的に使われ、治療上もっとも重要な医療機器の一つである。しかしながら、その人工呼吸器における医療ミス・事故も多い。なぜか。呼吸器の管理はそう簡単ではない。だれもが、MEが医療機器の管理をすればいいと考えるだろうが、現実には難しい。理由のひとつに病院に常駐しているMEの要員数の問題がある。二つ目は機器のメンテナンスだけの問題ではなく、使用中の管理の問題、三つ目は機器の所在の管理である。

医療機器の管理を分業化し、また協業するためのしくみ作りを急ぎ、使用する患者の安全対策を実行しなければならないと考える。もちろん使用する看護師や他の医療職の機器管理教育も重要だ。緊急時対応してくれる医師あるいはMEが夜間は不在なのが多くの病院の実態である。ここではNTT関東病院で行われている医療機器管理の実情を報告しながら看護師にとっての医療機器の管理の問題を考えてみたい。